

長崎市中小事業者等一時金

申請要領

制度概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報、長崎市内に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている市内事業者に対し、一時金を給付するものです。

申請要件

県内への特別警戒警報や市内への緊急事態宣言が発令されたことに伴い、次のいずれかにより、**2021年1月または2月の事業収入が対2020年同月比(または対2019年同月比)で20%以上減少**していること

- ① 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること
- ② 県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的・間接的な影響を受けたこと
- ③ 3ページ「申請要件③」に該当する事業者で、県知事からの時短営業の依頼に協力したこと

※2020年2月2日～2020年12月31日に設立(開業)した方など、通常の要件等で不都合が生じる方は、特例が適用される場合がありますので、長崎市ホームページをご覧くださいか、2ページに記載の専用コールセンターへお問い合わせください。

具体例については、
3ページ・4ページを
ご覧ください。

対象事業者

上記の申請要件を満たす事業主で、2021年2月1日時点で長崎市内に本社または主たる事業所を有する者(個人事業主の場合は長崎市民)のうち、次に掲げるすべての要件を満たす者。

※「本社または主たる事業所」とは、会社の場合は登記上の本店、その他の法人の場合は本社や本部など、事業活動の中心として全事業を統括する拠点のこと。

- ① 法人の場合は、2021年2月1日時点で、資本金又は出資総額が10億円未満であるか、資本金ないし出資総額の定めがない場合は常用従業員数が2,000人以下であること
- ② 県内のいずれの市町からも営業時間短縮要請協力金(76万円)の給付を受けていないこと
- ③ 次のいずれにも該当していないこと
 - ・2020年1月までに納期が到来している市税を滞納している者(ただし、市税の徴収猶予や換価の猶予を受けている者は除く)
 - ・暴力団、暴力団員並びにその関係者
 - ・風俗営業法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者(ただし、旅館業法の許可を受けて営業する者を除く。)
 - ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体

給付額

法人、個人事業主ともに **20万円(定額)**
ただし、次のいずれかに該当し、2021年1月または2月の事業収入が対2020年同月比(または対2019年同月比)で **50%以上減少している事業者は30万円(定額)**。

- ① 県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること
- ② 県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたこと
- ③ 3ページ「申請要件③」に該当する事業者で、県知事からの時短営業の依頼に協力したこと

必要書類

必要書類は、5ページの「提出書類チェックシート」をご覧ください。

誓約兼同意事項

本一時金の支給申請にあたり、次の事項に対して誓約・同意いただきます。

- ① 感染拡大の防止に向けて、業種別ガイドラインを遵守していること
- ② 今後も、事業を継続する意思があること
- ③ 県内のいずれの市町からも営業時間短縮要請協力金を受給していないこと
- ④ 申請要件を全て満たしていること
- ⑤ 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、本一時金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じること
- ⑥ 長崎市及び長崎市の委任した者が行う、市税滞納の調査、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に同意・協力すること
- ⑦ 申請に不正があった場合には、本一時金の支給を受けた事業者名、事業所名などの情報が公表されること
- ⑧ 申請する事業の営業に必要な許可等をすべて有していること
- ⑨ 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等の審査をするため必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で、本一時金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供すること
- ⑩ 長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当していないこと
- ⑪ 事業の実施に当たり、暴力団等と契約を締結しないこと
- ⑫ 暴力団等をこの事業に一切関与させないこと

申請期間

2021年3月8日(月)から2021年4月30日(金) ※消印有効

申請方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請書類は郵送で提出してください。

郵送先: 〒850-8699 長崎市恵美須町 1-1
長崎中央郵便局 私書箱 15号 長崎市中小事業者等一時金窓口

通知方法など

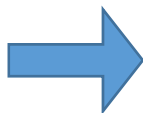
申請書類の審査の結果、支給する旨の決定をしたときは、ご指定いただいた口座への振込みをもって通知に代えます。(振込人名義:ナガサキシチジキン)
支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

問合せ先

専用コールセンター(9:00~17:00) ※土日祝日除く
【3月10日~】 050-8881-6529

※3月9日までは、「095-801-1726」(3月10日以降は繋がりません)

郵送時に切り取って
ご利用ください。

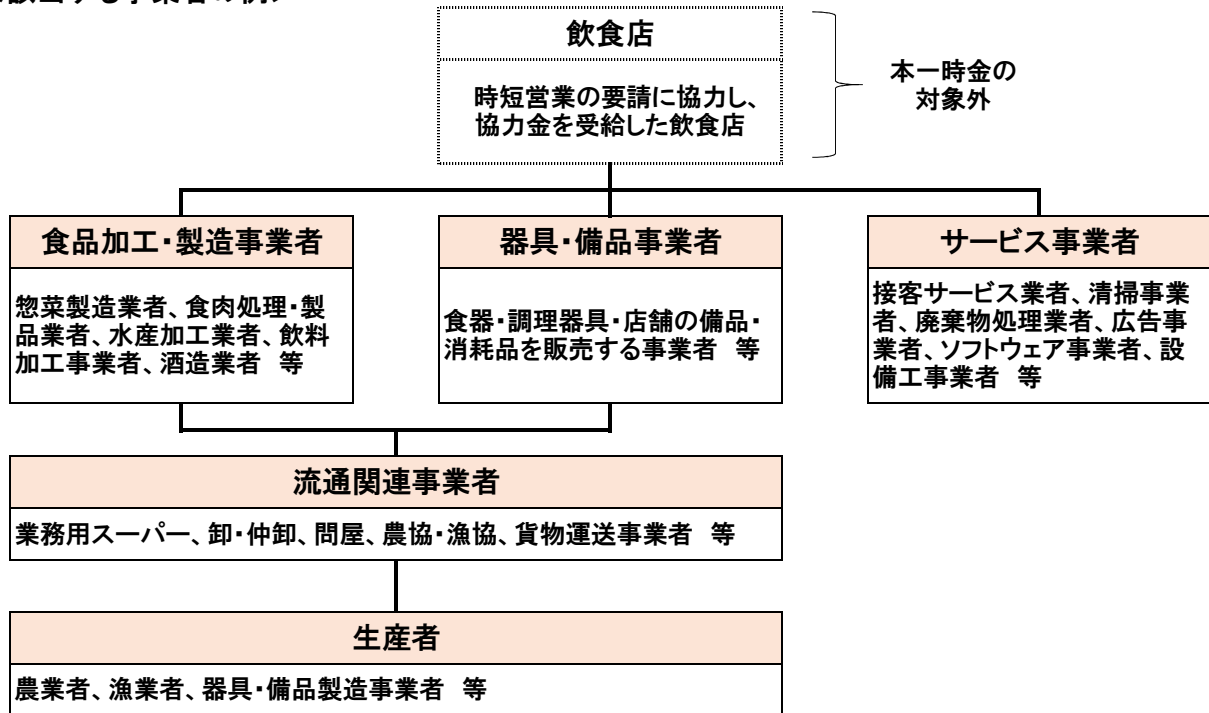


≡切り取り線≡
〒850-8699 長崎市恵美須町 1-1
長崎中央郵便局 私書箱 15号
長崎市中小事業者等一時金窓口 宛

申請要件①

県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること

<該当する事業者の例>



申請要件②

県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的・間接的な影響を受けたこと

※4ページをご覧ください

申請要件③

飲食店・遊興施設以外で、県知事からの時短営業の依頼に協力したこと

<該当する事業者の例>

下記の対象施設を運営している事業者	
<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館または演芸場 ・集会場または公会堂、展示場 ・博物館、美術館または図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る) ・遊興施設(食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗を除く) ・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超) ※生活必需のものを除く ・サービス業を営む店舗(1,000㎡超) ※生活必需のものを除く

申請要件②

県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的・間接的な影響を受けたこと

＜該当する事業者の例＞

【A】主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者

飲食事業者

- 昼間営業など、時短営業の要請を受けていない飲食店
- 時短営業の要請を受けたが時短をしていない、または協力金を受給していない飲食店

旅行関連事業者

- ・宿泊事業者：ホテル、旅館、簡易宿所、下宿 等
- ・旅客運送事業者：タクシー、バス 等
- ・自動車賃貸業
- ・旅行代理店事業者
- ・文化・娯楽サービス事業者：博物館、動物園、水族館、公園、公衆浴場、興業場 等
- ・小売事業者：土産物店 等

その他事業者

- ・文化・娯楽サービス事業者
映画館、カラオケ、スポーツ施設(フィットネスクラブ、ボウリング場、ゴルフ場等)、遊戯場(ゲームセンター、パチンコ等) 等
- ・小売事業者
スーパー、コンビニエンスストア、飲食料品販売店、酒屋、菓子・パン等販売店、雑貨店、金物店、文房具店、本屋、電気製品販売店、自動車販売店、衣服・靴・履物等販売店、アパレルショップ、花屋、ドラッグストア、ホームセンター、ガソリンスタンド 等
- ・対人サービス事業者
病院・診療所、旅行代理店、イベント事業者、理容店、美容室、クリーニング店、写真屋、自動車整備業、機械等修理業、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、冠婚葬祭業(結婚式場等)、運転代行業、保険・保険サービス業、公認会計士事務所、法律事務所、行政書士事務所、警備業、通所サービス、在宅サービス、保育所、学習塾、音楽・書道・そろばん教室等、家事代行サービス、職業紹介業、労働者派遣業 等

直接的
な影響

【B】Aの事業者への商品・サービス提供を行う事業者

・食品・加工製造事業者

肉加工品、牛乳、乳製品、缶詰、練製品、冷凍食品、調味料、パン・菓子、惣菜、弁当・調理パン、レトルト食品、清涼飲料、酒類、茶・コーヒー 等

・清掃事業者

ごみ収集運搬、ごみ処分、清掃サービス、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分 等

・業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者

・卸・仲卸 ・貨物運送事業者 ・広告事業者 ・ソフトウェア事業者 等

【A】・【B】以外の事業者

※直接的・間接的の判断は、必要書類②「該当要件申告書」に記載いただいた内容を基に、事務局で判断させていただきます

長崎市中小事業者等一時金 提出書類チェックシート

申請にあたり、チェックシートとしてご活用ください。

また、本一時金は原則、郵送での申請のみとしております。

書類の種類	チェック欄
① 長崎市中小事業者等一時金支給申請書 (第1号様式)	<input type="checkbox"/>
② 該当要件申告書 (第2号様式)	<input type="checkbox"/>
③ 誓約書兼同意書 (第3号様式)	<input type="checkbox"/>
④ 2020年1月または2月を含む確定申告書の控えの写し(法人:別表一、個人事業主:第一表) ※收受日付印が押印されていること ※確定申告義務がない方は、住民税申告書類の控えの写し(收受日付印が押印されていること) ※e-Taxによる申告の場合は、受信通知等の受付日時が確認できる書類の添付、もしくは確定申告書に受付日時等が印字されているもの。いずれも存在しない場合、法人は税理士の署名がなされた確定申告書類の提出、個人事業主は税務署が発行する「2020年分の納税証明書(その2)」を併せて提出いただく必要があります。	<input type="checkbox"/>
⑤ 【事業収入を2019年と比較する場合】 ※收受日付印の取扱いは④と同様 ④に加え、 2019年1月または2月を含む確定申告書の控えの写し(法人:別表一、個人事業主:第一表)	<input type="checkbox"/>
⑥ ①に記載した2020年同月(または2019年同月)の事業収入が確認できる以下の書類	—
【法人】 法人事業概況説明書 (1, 2枚目)	<input type="checkbox"/>
【個人事業主】 ● 所得税青色申告決算書で月別の事業収入が確認可能 → 所得税青色申告決算書 (1, 2ページ) ● 所得税青色申告決算書に月別の事業収入の記載無し、または、白色申告を行っている → 事業収入が確認できる帳簿(売上台帳等)の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑦ ①に記載した 2021年1月または2月の事業収入が確認できる帳簿(売上台帳等)の写し	<input type="checkbox"/>
⑧ 振込先口座の通帳の写し (見開き1ページ目) ※旧十八銀行、旧親和銀行の通帳は十八親和銀行の通帳へ切替のうえご提出ください。	<input type="checkbox"/>
⑨ 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し 住所、氏名、生年月日が確認できる公的証明書類の写し 例)運転免許証(両面)、マイナンバーカード、健康保険証(両面)、在留カードなど	<input type="checkbox"/>

2020年2月2日～2020年12月31日に設立(開業)した方など、通常の要件等で不都合が生じる方は、特例が適用される場合がありますので、長崎市ホームページをご覧ください。2ページに記載の専用コールセンターへお問い合わせください。

※切り取り線以下の郵送先情報は、申請書類送付時にご利用ください。

≡<切り取り線

〒850-8699 長崎市恵美須町1-1
長崎中央郵便局私書箱 15号
長崎市中小事業者等一時金窓口 宛